

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項若しくは第4条第2項又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第3条第2項若しくは第4条第2項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間条例第4条第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第9条 〔同左〕</p> <p>4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間条例第4条第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p>

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。